

**<タイトル> 指名停止措置の期間を延長しました**

入札談合防止法違反容疑で佐渡市入札参加資格登録業者の使用人等が逮捕された事件を受けて行った指名停止措置を、平成 30 年4月 26 日付けで下記のとおり変更しましたのでお知らせします。

記**1 指名停止の事業者**

株式会社 新光コンサルタント 新潟市中央区新光町1-1

2 指名停止の期間

変更前 平成 30 年2月2日から平成 30 年5月1日まで (3箇月)

変更後 平成 30 年2月2日から平成 30 年6月1日まで (4箇月) ※1箇月の延長

3 根拠

当初の指名停止処分後、元市職員が公契約関係競争入札妨害の罪でも公訴提起されたことから、佐渡市建設工事請負業者指名停止措置要領及び本日開催した佐渡市建設工事等参加資格審査・指名委員会の意見を踏まえ、指名停止措置を1箇月加算しました。

「佐渡市建設工事請負業者指名停止措置要領」第5条第3号

市職員又は他の公共機関の職員が、競争入札妨害(刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 96 条の 6 第 1 項に規定する罪をいう。以下同じ。)又は談合(刑法第 96 条の 6 第 2 項に規定する罪をいう。以下同じ。)の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第 2 第 7 号、第 8 号、第 9 号又は第 10 号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき(第 1 号の規定に該当することとなった場合は除く。)、それぞれ当該各号に定める期間に 1 箇月加算した期間

「佐渡市建設工事請負業者指名停止措置要領」別表第2第8号

措置要件	期間
市発注工事等の実施に当たり、一般役員等又は使用人が競争入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	3 箇月以上 12 箇月以内

本件についての問合せ先

佐渡市役所企画財政部財政課長 磯部

電話(直通)0259-63-3114